

<受領委任払い同意書の添付について>

必ず福祉用具購入や住宅改修をする前に事業者の同意をとってください。

市から事業所への支払いは通常2ヶ月程度かかります。

新規申請や区分変更をされている方は、認定結果が出たのちに国保連へデータ送信することとなりますので、さらに支払いが遅くなる場合があります。特に住宅改修で地元の業者を利用する場合は、金額が大きいこともありますので、支払いが遅れることの了解を得たうえで同意を交わしてください。

福祉用具購入：支給申請書等に添付

住宅改修：事前申請の書類等に添付

<添付する領収書について>

- ① 支給限度額基準内（福祉用具購入：10万円、住宅改修：20万円）の場合
自己負担分（1割～3割）の領収証を添付してください。
- ② 支給限度額基準を超える場合
自己負担分（1割～3割）の金額と実費部分の金額を合計した領収書を添付してください。
例）25万円の住宅改修（1割負担の場合）
支給対象額：18万円
添付する領収証：7万円
- ③ 以前に福祉用具購入や住宅改修を行っており、残額を利用したの支給限度額基準を超える場合
残額に対する自己負担分（1割～3割）の金額と実費部分の金額を合計した領収書を添付してください。

残額が不明な場合は、市役所にお問い合わせください。

※支給申請書には、全体の購入金額または改修金額を記載してください。

また、すべての領収書の自己負担分について、1円未満の端数が生じる場合は、端数を切り上げて被保険者負担になりますので、領収書を作成する際ご注意ください。なお、福祉用具購入においては、複数の福祉用具を購入する場合、それぞれの品目ごとに自己負担分を計算してください。